

建築士事務所廃業届

次の理由により廃業したので建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の7の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

届出人

電話

法人の場合は代表者名
(押印不要)

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会 様

建築士事務所	登録年月日	平成・令和 年 月 日	該当するものに印
	種別	<input type="checkbox"/> 一級 <input checked="" type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造	
	登録番号	愛媛県知事登録第 号	
	事務所の名称		
	所在地	〒 電話	廃業通知書は発行されませんので、 受付印【控】が必要な方は副本及び返信用封筒【※切手貼付】を同封してください。
開設者 (登録申請者)	法人名称 又は 個人氏名		
	法人事務所 所在地又は 個人住所	〒	
	代表者の役職 名及び氏名		
廃業年月日	令和 年 月 日	該当するもの1つに印	
廃業等の事由	<input type="checkbox"/> 個人から法人へ <input checked="" type="checkbox"/> 法人から個人へ <input type="checkbox"/> 級の変更 <input type="checkbox"/> 開設者の死亡 <input type="checkbox"/> 法人の合併・解散・破産 <input type="checkbox"/> 管理建築士の退職 <input type="checkbox"/> 他都道府県へ移転 <input type="checkbox"/> その他	該当するもの1つに印	
事務所と届出者との関係	<input type="checkbox"/> 開設者本人 <input checked="" type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 合併解散時の代表役員 <input type="checkbox"/> 破産等の清算人		

(注) □のある欄は、該当する□に印を付けてください。

原本をご返却ください。

建築士事務所更新通知書

下記のとおり登録しましたので通知します。

令和 7年 6月23日

愛媛県指定事務所登録機関
一般社団法人愛媛県建築士事務所協会 会長



記

事務所名称	
所在地	愛媛県
開設者氏名	
登録番号	一級 愛媛県知事登録 第 号
更新年月日	令和 7年 9月 1日
登録有効期間	令和 7年 9月 1日 ~ 令和12年 8月31日
管理建築士名	
管理建築士登録番号	